

福島県起業家支援保証制度要綱

1 目的

この制度は、金融面から、新しい産業等を育成・支援することにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の条件

①融資の対象者

A 一般枠

ア 創業者

県内で新たに事業を開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）であって、具体的事業計画を有するとともに、客観的にみて事業に着手していることが明らかである者。

イ 事業承継者・第二創業者

既に中小企業者である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者。

ウ 独立開業者

同一企業の勤務年数又は同一業種の従事年数が3年以上でその経験を有する事業を新たに開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）、又は、法律に基づく資格を有する場合でその資格に基づく事業を新たに開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）。

エ ベンチャー企業

新たに創造的な事業活動を行おうとする者であって、新たな事業を開始した時から概ね5年未満の者。

なお、上記アからエに掲げる対象者には「福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領」に定めるコミュニティビジネスを営む、または、営もうとする中小企業者を含む。

B 創業関連保証枠

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に定める創業者又は新規中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援事業（以下、「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創

業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。

イ 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。

ウ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する者。

エ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者。

オ 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者。

カ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者。

キ 上記エに規定する創業者であつて新たに会社を設立したもの(以下、会社設立創業者という)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない者。

C スタートアップ創出促進保証枠

次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。

ア 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)(以下「法」という。)第2条第29項第3号)。

イ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第5号)。

ウ 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第4号)。

エ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第6号)。

オ 法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。

② 資金使途

運転資金・設備資金

B、Cに関しては、創業者が創業者（法第129条第2項により創業者とみなされるものを含む。）である期間内に法第2条第28項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

また、本制度並びに国の全国統一保証制度である創業関連保証（旧創業等関連保証を含む）、スタートアップ創出促進保証に基づく制度について、A、B、Cそれぞれの同枠における既存借入金の借換・一本化ができるものとする。

なお、B、C並びに国の全国統一保証制度である創業関連保証、スタートアップ創出促進保証に関しては、既存借入金の借換・一本化ができるものとする。

③ 融資限度額

以下のA、B、Cを併用することを可能とする。ただし、無担保保険に係る保証を行う場合にあっては、無担保保険限度額（8,000万円）以内とする。

A 一般枠

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、5,000万円。

運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

a 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）に基づく経営革新計画の承認を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者（改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認を受けた者を含む）。

b 廃止前の中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「旧創設法」という。）に基づく研究開発等事業計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者。

c 廃止前の産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「旧産業再生法」という。）に基づく経営資源活用新事業計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者。

d 特許法、実用新案法、意匠法等に基づく新技術、新製品等を事業化しようとする者。

イ 上記アに掲げる者以外の者については、2,000万円。

運転資金と設備資金を併用する場合は、2,000万円を限度とする。

ただし、創業者については、自己資金の5倍を限度とする。

※ 融資限度額の一覧

	創業者	第二創業者	独立開業者	ベンチャー
強化法の承認等、 旧創造法の認定、 旧産業再生法の認定、 特許等を有する者	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
上記以外	2,000万円 但し、自己資金の 5倍を限度とする。	2,000万円	2,000万円	2,000万円

B 創業関連保証枠

3,500万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、3,500万円を限度とする。

ア 創業者の創業関連資金については、本制度及び国のスタートアップ創出促進保証制度に加えて他の創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。

イ 本制度及び国のスタートアップ創出促進保証制度に加えて、他の制度による創業関連保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。）を併せ行う場合にあつては、無担保保険限度額（8,000万円）以内とする。

C スタートアップ創出促進保証枠

3,500万円（個別保証）

運転資金と設備資金を併用する場合は、3,500万円を限度とする。

保証割合は100%（全部保証）とする。

法第129条第1項に規定する創業関連保証（同条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）に限る。

ア 創業者の創業関連資金については、本制度及び国のスタートアップ創出促進保証制度に加えて他の創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。

イ 本制度及び国のスタートアップ創出促進保証制度に加えて、他の制度による創業関連保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。）を併せ行う場合にあつては、無担保保険限度額（8,000万円）以内とする。

ウ なお、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。

また、申込方法は金融機関経由保証（約定締結金融機関）に限る。

④ 融資期間

10年以内（据置期間1年以内を含む）

なお、Cに関しては、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。

⑤ 返済方法

分割返済とする。

⑥ 融資利率

金融機関所定利率

⑦ 保証人及び担保

A 一般枠

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

B 創業関連保証枠

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とする。担保は徴さない。
個人の場合 原則として連帯保証人は徴さない。担保は徴さない。

C スタートアップ創出促進保証枠

物的担保は徴求しないこととする。

保証人は徴求しないこととする。

⑧ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。

A 一般枠

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	<u>1.05%</u>	<u>0.95%</u>	<u>0.80%</u>	<u>0.65%</u>	<u>0.55%</u>	<u>0.50%</u>	<u>0.40%</u>	<u>0.20%</u>	<u>0.05%</u>

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

B 創業関連保証枠

年0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引いた料率が適用される。

C スタートアップ創出促進保証枠

国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を活用した福島県信用保証協会の信用保証を付する。

年0.55%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引いた料率が適用される。

- (3) 融資取扱期間
随時

- (4) 損失補償
本制度による融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済したときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。

- (5) 申込み

A 一般枠

融資・保証を受けようとする場合は、「福島県起業家支援保証申込書」（様式）により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

B 創業関連保証枠

上記（2）①Bのア～ウに該当する者が融資・保証を受けようとする場合は福島県信用保証協会が別に定める「創業・再挑戦計画書」を、上記（2）①Bで認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う者が融資・保証を受けようとする場合は認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しを、その他の必要書類に添付し、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

C スタートアップ創出促進保証枠

信用保証協会所定の申込資料のほか「創業計画書」を添付するものとする。

取扱金融機関は、すみやかにこれらの必要書類を保証協会に提出するものとする。

- (6) 報告

① 保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

② スタートアップ創出促進保証枠に関しては下記報告を行うものとする。

A 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

B 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。

C なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

D また、信用保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、
申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済
産業省に送付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2 (2) ⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2 (2) ⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2 (2) ⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 8 月 2 日保証承諾分から適用する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金について

は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱2(2)⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱2(2)⑦についてはこの限りではない。